

指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する  
条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第12条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人（以下「指定管理法人」という。）の指定の手續その他指定管理法人が行う大阪市立学校の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理法人による管理の対象)

第2条 大阪市立学校のうち指定管理法人に管理を行わせることができるもの（以下「対象学校」という。）は、大阪市立第131中学校（以下「対象中学校」という。）及び大阪市立第21高等学校（以下「対象高等学校」という。）とする。

(指定管理法人の資格)

第3条 指定管理法人の指定を受けることができる法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下これらを「法人」という。）とする。

(指定申請の公告)

第4条 教育委員会は、指定管理法人を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 対象学校の名称及び所在地
- (2) 指定管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理法人の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理法人の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人に必要な資格

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める事項

(指定申請)

第5条 指定管理法人の指定を受けようとする法人は、教育委員会規則で定めるところにより、対象学校の管理に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他教育委員会規則で定める書類を添付した指定管理法人指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(欠格条項)

第6条 法第12条の3第2項各号のいずれかに該当する法人のほか、その役員のうち次の各号のいずれかに該当する者がある法人は、指定管理法人の指定を受けることができない。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定法人の選定)

第7条 教育委員会は、第5条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人を、指定管理法人の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定法人」という。）として選定するものとする。

(1) 第10条に規定する指定管理法人が行う管理に関する基本的な方針に適合するとともに、対象学校の効果的な管理が図られるものであること

(2) 対象学校の管理の業務を安定的かつ継続的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象学校の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理法人の指定等の公告)

第8条 教育委員会は、前条の規定により選定した指定管理予定法人を指定管理法人に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第12条の3第10項の規定により指定管理法人の指定を取り消し、又は期間を定めて対象学校の管理の業務の全部

若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(協定の締結)

第9条 教育委員会及び指定管理法人は、指定管理法人の指定の期間の開始前に、対象学校の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定管理法人が対象学校の管理を継続することが困難となった場合における教育委員会及び指定管理法人の対応に関する事項
- (2) 対象学校において事故が発生した場合における教育委員会及び指定管理法人の責任分担に関する事項
- (3) 対象学校の管理に係る経費の管理に関する事項
- (4) 対象学校の管理に関し取得した個人情報（大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項
- (5) 対象学校の校長（以下「校長」という。）の資格に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(管理に関する基本的な方針)

第10条 指定管理法人は、対象学校において、我が国の伝統と文化を踏まえた国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うとともに、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与することができる人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとする。

(管理に関する基準)

第11条 指定管理法人は、次に掲げる基準により、対象学校の管理を行わなければならない。

- (1) 法令及び第9条第1項の協定を遵守し、誠実に対象学校の管理を行うこと
- (2) 対象学校に入学しようとする者及び生徒に対して不当な差別的取扱いをしないこと
- (3) 生徒の意思を尊重し、将来の進路を決定させること

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第21条各号及び第51条各号に掲げる目標を確実に達成するよう教育を実施すること

(5) 前各号に掲げるもののほか、対象学校の適切な管理のために教育委員会が定める基準

（業務の範囲）

第12条 指定管理法人が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 校舎その他の施設及びその敷地並びに備品その他の物件の維持保全及び改良に関すること

(2) 生徒の入学、卒業、退学その他の処分に関すること

(3) 組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること

(4) 教科書以外の教材の取扱いに関すること

(5) 生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること

(6) 対象学校の環境衛生に関すること

(7) 学校給食に関すること

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（入学に関する手続及び基準）

第13条 対象学校に入学しようとする者は、所定の願書に教育委員会が定める書類を添付して校長に提出しなければならない。

2 校長は、対象学校に入学しようとする者について、教育委員会が定める入学者の選抜に関する方針その他教育委員会が定めるところにより指定管理法人が実施する入学者の選抜に基づいて、対象学校への入学を許可するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、対象高等学校の校長は、対象中学校の生徒が対象高等学校に入学する意思があることを確認したときは、対象高等学校への入学を許可するものとする。

4 校長は、前2項の規定により入学を許可しようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(卒業に関する手続及び基準)

第14条 校長は、生徒が所定の教育課程を修了したと認めるときは、卒業を認定するものとする。

- 2 校長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与するものとする。

(懲戒に関する手続及び基準)

第15条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し、懲戒処分として退学、停学又は訓告の処分（対象中学校の校長にあっては、停学の処分を除く。）をすることができる。

- 2 校長は、前項の懲戒処分のうち退学又は停学の処分（対象中学校の校長にあっては、退学の処分に限る。）をしようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(転学の手続及び基準)

第16条 他の高等学校から対象高等学校に転学しようとする者は、所定の願書を対象高等学校の校長に提出しなければならない。

- 2 対象高等学校の校長は、前項の規定による願書の提出があった場合であって、教育上支障がないと認めるときは、教育委員会が定める基準に従い、対象高等学校への転学を許可することができる。
- 3 対象高等学校の校長は、前項の規定により転学を許可しようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(退学、休学等の手続及び基準)

第17条 対象高等学校を退学し、若しくは休学しようとする者又は対象高等学校から外国の高等学校若しくはこれに相当する学校（以下「外国の高等学校等」という。）に留学しようとする者は、所定の願書を対象高等学校の校長に提出しなければならない。

- 2 対象高等学校の校長は、前項の規定による退学に係る願書の提出があったときは、対象高等学校を退学することを許可するものとする。

3 対象高等学校の校長は、第1項の規定による休学に係る願書の提出があった場合であって、病気その他やむを得ない事由によるものであると認めるときは、対象高等学校を休学することを許可するものとする。

4 対象高等学校の校長は、第1項の規定による留学に係る願書の提出があった場合であって、教育上有益と認めるときは、外国の高等学校等への留学を許可するものとする。

(その他の処分に関する手続及び基準)

第18条 第13条から前条までに定めるもののほか、対象学校において生徒に対してされる処分に関する手続及び基準に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育課程の編成)

第19条 校長は、法令、文部科学省が定める学習指導要領及び教育委員会が定める基準に従い、対象学校の教育課程を編成するものとする。

2 校長は、前項の規定により教育課程を編成しようとするときは、あらかじめ当該教育課程について教育委員会の承認を得なければならない。

(報告義務)

第20条 指定管理法人は、対象学校の管理又は運営に支障を及ぼすおそれがある事案が生じたときは、教育委員会が定めるところにより、教育委員会に報告しなければならない。

(施行の細目)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 附則第3項の規定 対象中学校及び対象高等学校に係る法第12条の3第1項の区域計画について、同項の規定による認定があった日

(準備行為)

- 2 第4条から第7条までの規定による指定管理法人の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。
- 3 第8条前段の規定による公告、第9条の規定による協定の締結、第13条の規定による入学に関する手続及び第19条の規定による教育課程の編成は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

平成28年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

指定公立国際教育学校等管理法人が行う大阪市立学校の管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

## 国家戦略特別区域法（抄）

（学校教育法等の特例）

第12条の3 国家戦略特別区域会議が、第8条第2項第2号に規定する特定事業として、公立国際教育学校等管理事業（国家戦略特別区域内において、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下この条において「都道府県等」という。）が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校（同法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの（以下この項及び第3項第3号において「公立国際教育学校等」という。）の管理を、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、当該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するもの（以下この条において「指定公立国際教育学校等管理法人」という。）に行わせる事業をいう。別表の1の2の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第5条の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、指定公立国際教育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。

### 2 省 略

3 第1項の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定の手続
- (2) 指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基本的な方針
- (3) 指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う公立国際教育学校等（以下この条において「特定公立国際教育学校等」という。）において生徒に対してされる入学、卒業、退学その他の処分に関する手続及び基準
- (4) 前号に掲げるもののほか、指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲

(5) その他指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関し必要な事項

4 - 12 省 略